

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 6 月 25 日号をお送りします。

===== Index=====

▼ 法令情報

>売上高 2 千億ドン以下の企業を対象に 2020 年度法人税の 30%減額を実施

>ベトナム国会で承認された 2020 年企業法改正案の重要ポイント

=====

==*=====*

■—法令情報—■

【税務】売上高 2 千億ドン以下の企業を対象に 2020 年度法人税の 30%減額を実施

=====

=====◆◇◆◇◆

2020 年 6 月 19 日、国会は 2020 年度の法人税 30%減税案を可決した。
次の 2 つの要件を満たす企業は法人税減額の対象になる。

(i) ベトナムの法律に基づき設立された企業で、製造・サービス事業を行っており、
売上が発生している企業。

(ii) 2020 年度の売上高が 2,000 億ドン（約 9.2 億円）以下である。

企業は四半期の法人税納付時および 2020 年度の法人税の確定申告時に、
みずから減税額を計算・確認し納付する。
本決議は署名日の 6 月 19 日から 45 日後に発効し、2020 年の課税年度に適用される。
今後政府は施行ガイダンスを公布する見通しのため、新たな情報を入手した際には
本ニュースレターでもご案内させていただく。

参照

ベトナム国会のホームページ(2020 年 6 月 19 日)

【企業法】ベトナム国会で承認された 2020 年企業法改正案の重要ポイント

=====

=====◆◇◆◇◆

2020 年 6 月 17 日にベトナム国会は 2020 年企業法改正案（以下「改正案」という）を承認・可決した。改正案の重要なポイントは以下のとおりである。

1.行政手続の簡素化

- 1) 企業の支店、駐在員事務所の設立申請書類の審査期間を現在の規定の 5 営業日から 3 営業日に短縮する。
- 2) 計画投資局への印鑑通知手続きが不要となる。また、会社印の作成が任意となり、会社印は有形の印章のほかに、電子取引および電子署名に関する法律に準拠した電子署名の形式も採用できる。

これにより、企業の多くの行政手続きが削減される。また、現時点ですでに地方の計画投資局などの政府機関に対し各種申請手続きを行う際には、事実上電子署名の使用が必須となっていることから、改正案に規定されている会社印の運用は、実際の状況に適していると考えられる。

2.株式会社の株主の権利についての新規定

改正案では、5%以上の株式を保有する株主または株主グループが、現行企業法に規定されている 10%以上の株式を保有する株主または株主グループの権利を行使できるようになる。

さらに、改正案では株式の所有期間に関し、株主また株主のグループが株主としての権利を行使し利益を享受するための最低連続保有期間（6 か月間連続）の規定が削除される。実際に、現在多くの投資家が既に事業で大量の株式を購入したものの、この所有期間の条件を満たしていないため、正当な権利と利益を行使することができずにいる。この改定はこの状況に焦点を当て、株主の法的利益を保護するものと考えられる。

現時点では、改正案が承認されているだけであり、正式の改定文書および発効日の情報はまだ公表されていない。新たな情報を入手し次第ニュースレターにて配信する。

参照

2020 年最新企業法改正案

■—————I-GLOCAL からのお知らせ—————■

書籍『これからのベトナムビジネス 2020』を 1 月 31 日に発売いたしました。

http://www.i-global.com/vietnam_business_2020/

弊社代表蕪木らが執筆した『これからのベトナムビジネス 2020』が東方通信社より発売になりました。

本シリーズ第二弾として、最新のベトナムビジネスの動向とポイントを日本企業へのロングインタビューも交えてご紹介しています。

ベトナムビジネスの入門書となる一冊です。ぜひご一読ください。

(Amazon 予約ページ) : <https://www.amazon.co.jp/dp/4924508292/>

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
